

令和7年度文部科学省税制改正要望事項

令和6年8月

1. 教育、科学技術、文化、スポーツ関係

- | | |
|---|----------|
| (1) 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充（内閣府との共同要望） | 【法人税等】 |
| (2) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望） | 【印紙税】 |
| (3) （独）日本学生支援機構が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の拡充 | 【印紙税】 |
| (4) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充 | 【固定資産税等】 |
| (5) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充 | 【固定資産税等】 |

2. その他

- | | |
|---|--------|
| (1) 私立学校法改正に伴う税制上の所要の措置 | 【所得税等】 |
| (2) 公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望） | 【所得税等】 |
| (3) （独）国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置（内閣府との共同要望） | 【法人税等】 |

令和7年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

1. 教育、科学技術、文化、スポーツ関係

(1) 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充（内閣府との共同要望）【法人税等】

法人から特定公益増進法人等に対して寄附する場合に損金算入が認められる範囲である特別損金算入限度額を拡充（所得の10%）するとともに、寄附額が特別損金算入限度額を超過した場合でも、翌年度以降5年間、限度額超過分を繰り越して損金算入することを可能とする。

現行制度	要望内容
<p>【原則】 以下の金額の範囲内（一般損金算入限度額）において、寄附金の損金算入が可能 〔資本金等の額×当期月数／12×0.25%＋所得の金額×2.5%〕×4分の1</p> <p>【特定公益増進法人等[※]への寄附の場合】 一般損金算入限度額とは別枠で、特別損金算入限度額の範囲内において、寄附金の損金算入が可能</p> <p>・特別損金算入限度額 〔資本金等の額×当期月数／12×0.375%＋所得の金額×6.25%〕×2分の1</p> <p>※ 特定公益増進法人等 学校法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、認定NPO法人、独立行政法人 等</p>	<p>・特別損金算入限度額をアメリカと同程度（所得の10%）に</p> <p>・寄附額が特別損金算入限度額を超過した場合でも、翌年度以降5年間、繰り越して損金算入することを可能に（イメージ）</p> <p>特別損金算入限度額を超えた寄附金額について、翌年度以降5年間にわたって繰り越し可能に</p>

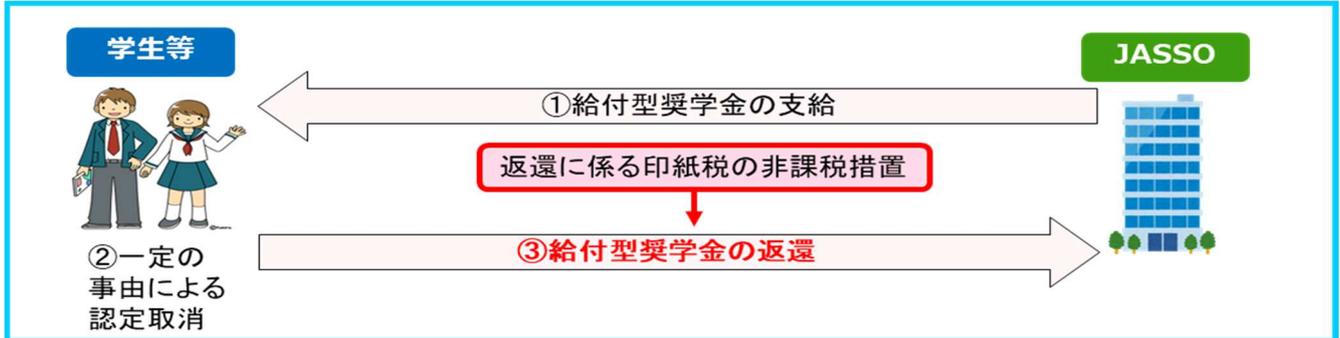
(2) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】

学校法人や公益法人等が実施する、経済的理由により修学困難な学生等に対する無利子の貸与型奨学金等の貸付事業のうち、文部科学省の確認を受けたものについては借用証書等に係る印紙税が非課税となる措置の期限が令和6年度末までとされているところ、本措置の延長を求める。併せて、規定の趣旨の明確化の観点から法令上の文言の適正化を図る。

文部科学省	教育資金貸与事業者 ※学校法人、公益法人、地方公共団体等	被貸与者
<p>①申請 ・募集要項 ・貸借契約書等のひな型</p> <p>②確認書の交付 〔要件（※1）を満たす事業であることについて文部科学大臣が確認を行う〕</p>	<p>③契約・貸与 〔消費貸借契約書、借用証書等〕</p>	
<p>※ 確認時の要件</p> <p>①貸与対象者が高等学校段階以降の学校に在籍する者であること</p> <p>②日本学生支援機構第二種奨学金と同程度の家計基準を設けていること →【適正化】法令上の規定について「日本学生支援機構第二種奨学金と同程度」となっているところ、規定の趣旨の明確化のため、「日本学生支援機構第二種奨学金と同程度またはそれ以下」とする。</p> <p>③無利息であること</p> <p>④貸与対象者を特定の法人等の従業者や親族に限定していないこと</p> <p>⑤卒業後に貸与元法人等への就職を条件とするなど事業者に直接的な利益をもたらす条件が課されていないこと</p>		

(3) (独) 日本学生支援機構が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の拡充【印紙税】

(独) 日本学生支援機構が実施する給付型奨学金において、一定の事由に該当し認定を取り消し、支給した奨学金の返還が必要となった場合に作成する返還誓約書に課される印紙税について、貸与型奨学金に係る文書と同様に非課税措置を適用する。



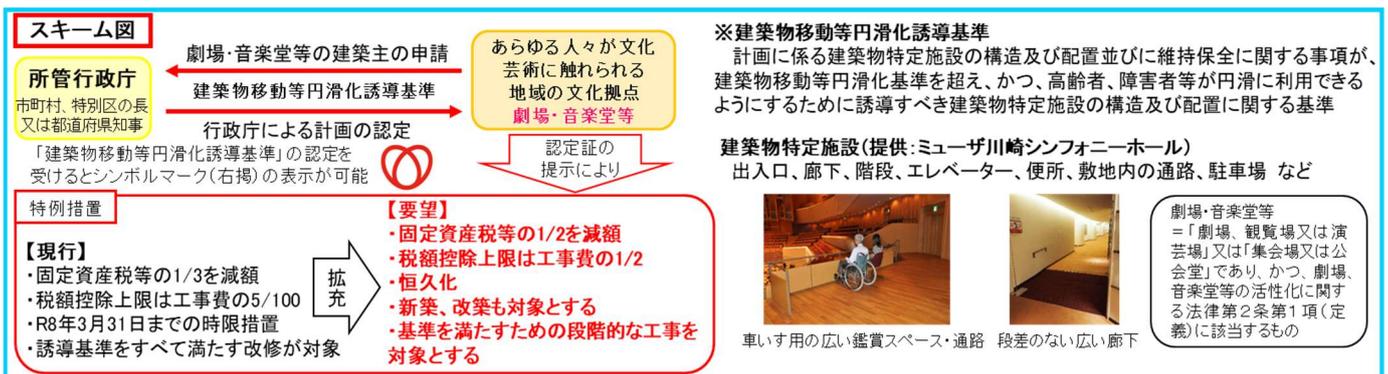
(4) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する重要無形文化財である伝統芸能の公演のための専用施設（能楽堂）に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の軽減措置（課税標準2分の1）の期限が令和6年度末までとされているところ、本措置の恒久化を要望する。



(5) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額の3分の1を減額する特例措置について、本措置の拡充及び特例措置の恒久化を行う。



2. その他

(1) 私立学校法改正に伴う税制上の所要の措置【所得税等】

改正私立学校法が来年4月に施行されることを踏まえ、改正後においても、これまで学校法人に適用されていた税制上の優遇措置を引き続き講じる。併せて、私立学校法改正に伴う必要な措置を行う。

(2) 公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）【所得税等】

公的年金制度の在り方について、社会保障審議会年金部会において検討を行い、検討結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講じるもの。

(3) (独) 国立女性教育会館の機能強化に係る税制上の所要の措置（内閣府との共同要望）【法人税等】

独立行政法人国立女性教育会館を機能強化し、男女共同参画のナショナルセンターとすることに伴い、税制上の所要の措置を講じるもの。